

下田市教育大綱（案）

開国のまちから 夢をつなぐ

「未来の人づくり」「自ら学ぶ人づくり」

平成 27 年 月

下 田 市

第1章 基本理念と教育大綱

1 本市教育の基本理念

開国のまちから 夢をつなぐ

「未来の人づくり」「自ら学ぶ人づくり」

下田市には「開国のまち」としての歴史と文化、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた風土があり、子どもたちは「人・もの・こと」の温かな結びつきの中で育まれています。

第4次下田市総合計画「人が輝くまちづくり」を受け、本市の教育は、地域の「人・もの・こと」とのつながりを大切に、開国のまちから 夢をつなぐ「未来の人づくり」「自ら学ぶ人づくり」を推進します。

2 教育を取り巻く時代の流れ

現在の子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化、経済・社会の国際化と競争の激化、高度情報化社会の進展などにより、急激に変化しており、多様化する課題への適切な対応が求められています。また、家族の在り方の変化、生活体験の不足、人間関係の希薄化や規範意識の低下などから、自分自身に自信が持てず、好ましい人間関係を築けない子どもも増えています。

人口の推移と少子高齢化を例に本市の状況をみると、平成27年4月1日現在の本市の人口は23,444人となっており、ピークである昭和51年4月1日の32,152人の約73%となっています。今後も人口の減少が予想され、平成32年には約22,000人になると推計されます。年齢別の人口については、老年人口(65歳以上)が総人口の37.8%となっており、全国平均の26.4%を大きく上回っています。一方、年少人口(0～14歳)は総人口の9.7%となっており、全国平均の12.7%を下回っています。

市内には、認定こども園1園、公立幼稚園1園、公・私立保育所3園、小学校7校、中学校4校があり、施設の老朽化・耐震化への対応を始め、幼児・児童・生徒数の減少から生じる課題への対応に向け、保育・教育・学習環境の改善のための取組が急がれています。

3 教育大綱の位置付け

平成26年6月20日に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「改正法」という。)が、平成27年4月1日から施行されました。改正法第1条の3により、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることと規定されました。

本市においても、急激な社会情勢の変化に対応した人材を育成するため、教育の高度化はもとより、幼児教育から義務教育、高等教育への一貫した教育や、地域と一体となった教育が求められています。

これらの要請に応えるため、今後の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の体系を示す「下田市教育大綱（以下「大綱」という。）を定めます。

4 各種計画との関連と計画期間

大綱は、国、静岡県及び本市において策定済みの以下の計画書及び動向等も踏まえ策定するものとします。

- (1) 国の第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～29年度）
- (2) 静岡県教育振興計画「『有徳の人』づくりアクションプラン 第2期計画」
（計画期間：平成26年度～29年度）
- (3) 第4次下田市総合計画（計画期間：平成23年度～32年度）

大綱が対象とする期間は、平成33年度に策定予定の「第5次下田市総合計画」との整合性を図るため、平成27年度を始期、平成32年度を終期とする6年間とします。

第2章 目標と主な施策

以下の6つの目標を設定し、実現を目指します。

目標1

自分のまちや学校、自分自身に誇りのもてる「未来の人づくり」を推進します。

「学びの実感」を積み重ねる授業づくり

確かな学力を育成する授業の推進

生徒指導が機能する授業の推進

特別支援教育の充実

「豊かな感性」を育む教育活動の推進

下田の歴史と文化、自然を学ぶ学習の推進

コミュニケーション能力の素地を養う英語教育の充実

○子ども一人ひとりの心に響く道徳教育の推進

感性を磨き、豊かな心を育てる読書活動の充実

「開かれた学校づくり」の推進

内と外に開かれた信頼される学校づくりの推進

関係機関との連携体制の構築と子どもを守る体制の強化

幼保・小・中・高の連携の強化

「安心・安全な環境づくり」の推進

自助、共助の力を育成する防災教育、安全教育の充実

人権意識を育む学校づくりの推進

教育施設・環境整備の推進

- 児童生徒のよりよい学びに向けた学校再編整備
- 安心・安全な給食を提供する学校給食センターの運営
- I C Tを活用した授業実践を行う体制の整備

目標 2 「生きる力」の基礎を育む就学前教育を推進します。

就学前教育の充実

- 幼保再編後の子育て支援の充実と地域との連携
- 教職員の資質と能力の向上に向けた研修の充実
- 就学前教育の一体的かつ総合的な推進に向けた小学校との連携

施設・環境整備の推進

- 認定こども園を核とした施設・環境整備

目標 3 家庭、地域、学校と関係機関が連携し、豊かな感性と社会性のある青少年を育成します。

青少年活動の充実

- 地域活動への参加や地域との交流を深める機会の充実
- 文化や芸術、スポーツなどの青少年活動との連携
- 家庭、地域、学校との連携を図った非行防止に向けた運動の推進

目標 4 いつでも、だれでも生涯にわたり学習できるまちを目指します。

生涯学習活動の推進

- 市民のニーズに合った学習プログラムの提供
- 図書館ボランティアとの連携による図書館サービスの充実
- 社会教育団体などの自主的学習活動の支援

学習施設の再編、整備
新たな図書館の建設
地域の実情に見合った公民館の再編整備

目標 5

歴史的・文化的資源を保存、継承し、文化芸術活動を推進します。

文化施設の整備
市民文化会館などの施設の改修

文化・芸術活動の活性化
文化事業や講座の開催
自主的な文化活動への支援

文化財の保存、継承と活用
国、県、市の指定文化財の保存と活用
民俗芸能などの地域文化の継承
埋蔵文化財の保護・保全

郷土資料の保存、継承と活用
郷土資料の保存や研究と市史編纂事業の実施
郷土の文化財などの学習活動への支援

目標 6

市民がいつでも気軽にスポーツができるまちづくりを目指します。

施設の有効活用
学校施設の一般開放
利用者のニーズに応える施設整備

スポーツの振興
市民が気軽に参加できるスポーツイベントの開催
NPO法人などと連携した総合的なスポーツの振興
地域の指導者との連携による健康づくり支援